

合併処理浄化槽設置補助金をご希望のみなさまへ

合併処理浄化槽の補助金制度の内容について

浄化槽の補助金制度

綾部市では合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）について、以下の補助金制度を設けております。

どんな事業か

- ・ 個人住宅に浄化槽を設置する場合、設置費用に対して補助金を交付する制度です。
- ・ 対象地域は、おおむね 7 年以内に公共下水道により集合処理する事業が計画されていない地域です。
- ・ 対象地域は下八田町、湊垣町の一部です。

補助の対象浄化槽

- ・ 処理対象人員が 10 人槽以下の浄化槽。
- ・ 専用住宅に設置する浄化槽。（店舗等兼用住宅の場合は、床面積の 2 分の 1 以上が住宅の場合に限る）
- ・ 「国庫補助指針」に適合する浄化槽（以下の性能を有するもの。）
 1. し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽
 2. BOD（生物化学的酸素要求量）除去率 90%以上
 3. 放流水が BOD 20mg/l（日間平均）以下
（BODとは・・・水の汚れぐあい）

※ ただし、次の場合は補助の対象になりません。

- ・ 建築基準法に基づく確認申請又は浄化槽法に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する場合。
- ・ 販売の目的で建築する住宅に浄化槽を設置する場合。
- ・ 別荘として利用している住宅に浄化槽を設置する場合。

補助金額（令和2年4月1日現在）

処理対象人員(人槽)		5人槽	7人槽	10人槽
延べ床面積	用途地域	130㎡以下	130㎡を超える場合	2世帯住宅等 (建築主事の判断による)
	特定用途制限地域 (旧市街化調整区域)	170㎡以下	170㎡を超える場合	2世帯住宅等 (建築主事の判断による)
補助金限度額(円)		352,000円	441,000円	588,000円

※ 補助対象経費は浄化槽の購入及び設置費用のみです。便器や配管工事費は対象になりません。

申請について（注意点）

- ・ 補助金の交付を希望される方は、必ず浄化槽を設置される前に申請書類を下水道課に提出してください。
- ・ 補助金の交付には条件がありますので、事前に下水道課にお問い合わせください。
- ・ 浄化槽設置後に提出された場合や書類に不備がある場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

申請に必要な書類

補助金交付申請時には以下の書類を提出してください。（各書類の提出部数は1部です）

- ① 綾部市合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）補助金交付申請書
- ② 合併処理浄化槽設置経費計画書
- ③ 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し（収入印紙のある物）
- ④ 誓約書（転入・転居が伴う場合）
- ⑤ 図面（付近見取図、平面図、縦断図） ※別添図面を参考にして下さい
- ⑥ 審査機関の審査が終了した浄化槽設置届、又は建築確認申請書の写し
- ⑦ 浄化槽本体工事に係る見積書の写し
- ⑧ 浄化槽設備士免状の写し、又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写し
- ⑨ 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度に基づく登録証の写し
- ⑩ 登録浄化槽管理票（C表）
- ⑪ 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている場合）

完了後に必要な書類

- ① 綾部市合併処理浄化槽設置費補助金実績報告書
- ② 合併処理浄化槽設置経費実績報告書
- ③ 綾部市合併処理浄化槽(設置費・維持管理費)補助金交付請求書
- ④ 合併処理浄化槽工事完成検査表
- ⑤ 工事費用の請求書、又は領収書の写し
- ⑥ 浄化槽維持管理契約書の写し
- ⑦ 工事写真 (2部)
- ⑧ 住民票の写し(設置場所に住所がない方で転居後のもの)

※工事写真は、着工前、完成、基礎施工状況(掘削、栗石、基礎配筋、基礎コンクリート)、据付状況(水平、水張り)、埋め戻し状況(砂、水絞め)、上部スラブの状況(配筋、コンクリート)、
がわかるものを提出してください。

問い合わせ先

綾部市上下水道部下水道課

浄化槽補助金に関すること

地域排水担当

電話番号 0773-42-4296